火災保険の正しい使い方

ご自身で修繕費用をお支払いする必要はありません！

ご自宅を購入時、ほぼ全員の方がお入りになる「火災保険」。
きちんとお使いになっていますか？火災保険は火事だけに適用される保険ではありません。台風、雪、雷、ひょうなど自然災害でも適用されるのです。

●よくあるご質問●

どうして、この保険を使わない人が多いの？

「火災保険」という名前のため、火災にしか使用できないと思われているからです。
「全労済」「都民共済」「損保ジャパン」「三井住友海上」「AIG損保」等、ほぼすべての火災保険が自然災害適用となります。
近年、災害の多発により火災保険の適用範囲について情報が広まってきましたが、まだご存知ない方が多いため、新聞等でも取り上げられるようになってきました。

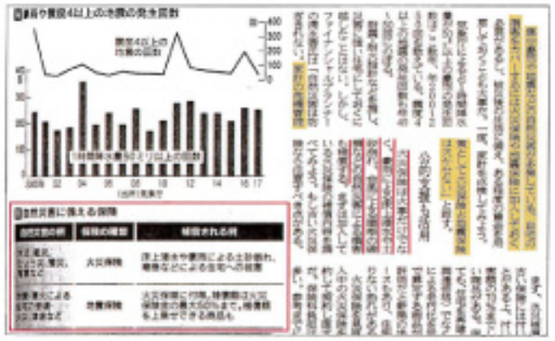

日本経済新聞　2018年8月25日付

自分で申請すればいいのかな。

保険の専門的な知識に加え、建築に対する知識も必要となるため、お客様個人で申請しようとするとかなり難しく、書類作成に時間がかかってしまいます。
また書類内容によっては、保険会社から適用されないというケースも見受けられます。

もう自費で修繕してしまった！

自費で修繕してからでも、保険申請することはできます。
保険金の請求期限は、保険法により３年と決められているからです。
しかし、自然災害による破損だったということを立証するための請求書類作成は難しくなります。
また、保険会社によっては請求期限が２年のこともありますので、詳細はお問合せください。

保険料が上がって、逆に高い出費になるのでは？

火災保険には自動車保険のような等級がないため、保険金の支給を受けても保険料が上がるという心配は一切ありません。ご安心ください。

◎このような症状はありませんか？

雨や風等によって破損し、修繕が必要な箇所はありませんか？
その多くは、火災保険適用範囲内です。

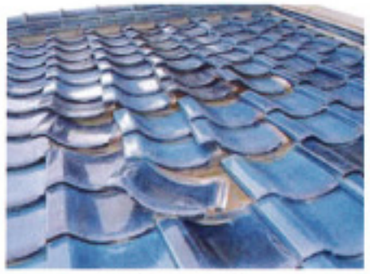

屋根瓦のズレ

棟包板金の浮き

スレート屋根の破損

ベランダ、カーボート屋根の破損

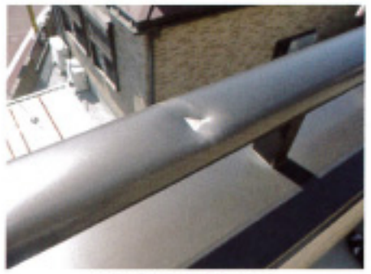

手すりのへこみ

雪による雨樋の変形

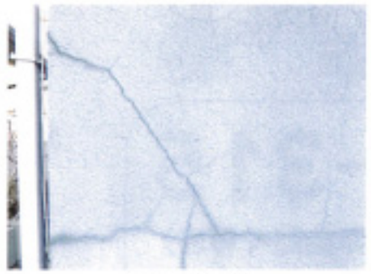

外壁のヒビ

テレビアンテナの倒壊

雨樋の破損

ご自身で屋根に登るのは危険です。自覚症状がなくても小さな破損等があるかもしれません。
放っておくと劣化の進行や雨漏り等の原因になりますので、一度プロの点検をおすすめします。

自費で修繕する前に、ぜひ無料調査をお受けください！